

シンポジウム

「消費者契約法の課題を考える」

【日時】平成25年2月2日(土) 13:00 - 16:30

【会場】主婦会館プラザエフ 7階カトレア



内閣府
Cabinet Office

消費者委員会

The Consumer Commission

プログラム

司会：内閣府大臣官房審議官 小田 克起

1. 来賓の挨拶（13：00 - 13：05）

野々山 宏 国民生活センター理事長

2. 基調報告（13：05 - 14：30）

消費者委員会「消費者契約法に関する調査作業チーム」取組状況

内容	報告者
消費者契約法（実体法部分）の見直しに関する諸課題	河上 正二 内閣府消費者委員会委員長 （東京大学大学院法学政治学研究科教授）
契約締結過程に関する規定	丸山 絵美子 教授 （名古屋大学大学院法学研究科）
約款規制	沖野 眞已 教授 （東京大学大学院法学政治学研究科）
不招請勧誘・適合性原則	角田 美穂子 准教授 （一橋大学大学院法学研究科）
不当条項リストの補完	大澤 彩 准教授（法政大学法学部）
インターネット取引における現状と課題	山田 茂樹 内閣府消費者委員会事務局 委嘱調査員（司法書士）

3. パネルディスカッション（14：50 - 16：25）

【テーマ】消費者契約法と民法（債権関係）改正

パネリスト	沖野 眞已 東京大学大学院法学政治学研究科教授 北村 純子 弁護士 佐成 実 東京ガス株式会社総務部法務室長 丹野 美絵子 全国消費生活相談員協会理事長 筒井 健夫 法務省大臣官房参事官 堀井 奈津子 消費者庁消費者制度課長
コーディネーター	河上 正二 内閣府消費者委員会委員長 （東京大学大学院法学政治学研究科教授）

4. 閉会の挨拶（16：25 - 16：30）

阿南 久 消費者庁長官

目次

シンポジウム開催にあたって	1
基調報告（消費者委員会「消費者契約法に関する調査作業チーム」取組内容）	
報告者プロフィール	2
1．消費者契約法（実体法部分）の見直しに関する諸課題	3
2．契約締結過程に関する規定	8
3．約款規制	12
4．不招請勧誘・適合性原則	15
5．不当条項リストの補完	21
6．インターネット取引における現状と課題	30
パネルディスカッション	
・パネリストプロフィール	39
・パネルディスカッション論点	40
【資料1】消費者契約法条文～抜粋～	41
【資料2】消費者契約法日弁連改正試案	46
【資料3】消費者契約法の問題となる事例	56
【資料4 - 1】民法（債権関係）部会資料4 9～抜粋～	63
【資料4 - 2】民法（債権関係）部会資料5 3～抜粋～	67
【資料4 - 3】民法（債権関係）部会資料5 6～抜粋～	70
資料編	
【参考資料1】消費者契約法について	78
【参考資料2】消費者契約法に関する最高裁判決	93
【参考資料3】比較法一覧	96
【参考資料4 - 1】三階部分の法律関係の規定整理表	131
【参考資料4 - 2】＜参考法令＞広告（表示）規制	145
【参考資料5】消費者契約法の展望と課題（出典：現代消費者法）	159

シンポジウム開催にあたって

消費者契約法が平成 13 年 4 月に施行されてから、12 年近く経過しようとしています。これまで、同法は消費者取引の適正化に貢献してきておりますが、相談や裁判事例が集積され、その課題も指摘されてきております。

平成 17 年 4 月に閣議決定された第 1 期消費者基本計画では、消費者契約法の見直しが明記され、平成 22 年 3 月に閣議決定された第 2 期消費者基本計画でも、同法を「民法（債権関係）改正の議論と連携して検討」すべきものとされています。

これを受け、消費者委員会では、平成 23 年 8 月 26 日に取りまとめた「消費者契約法の改正に向けた検討についての提言」において、民法（債権関係）改正の議論と連携しつつ、早急に消費者契約法の改正の検討作業に着手することを求めました。消費者委員会では、消費者庁における検討作業の進展に合わせて本格的な調査審議を行いうる体制が整うまでの間、論点の整理や選択肢の検討等の事前準備を行うための「消費者契約法に関する調査作業チーム」を平成 23 年 12 月に設置し、毎月討議を重ねています。

本シンポジウムは、当調査作業チームにおける論点整理の中間報告を行うとともに、現行の消費者契約法の課題を考え、改正促進の契機にしたいとの思いで開催するものです。

今回のシンポジウムを開催できましたことは、日頃から消費者委員会活動に御支援いただいている皆さま、本シンポジウム運営に多大なる御協力をいただいている皆さま等、たくさんの皆さまの御協力のおかげと感謝申し上げます。

消費者委員会の活動に、今後とも御支援・御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成 25 年 2 月 2 日

内閣府消費者委員会
委員長 河上 正二